

論文

日本における公的負担・給付と水平的公平[※]

—全国消費実態調査に基づく実証分析—

前川 聡 子

1. はじめに

所得税や社会保障給付に期待される役割の中で、特に重要視されるのが所得再分配である。とりわけ近年はこの再分配機能を重視した改正が行われてきた。所得税に関しては、最高税率引き上げによる累進度の強化だけでなく、所得控除が高所得者層に有利であることから給与所得控除の上限設定や社会保障給付の拡充に対応した各種人的控除の廃止・縮小も行われてきた。

一般に公平性には垂直的公平と水平的公平の2つがある。所得再分配は垂直的な意味での所得の格差を縮小していくことを目的としているため、前者の垂直的公平に比重がおかれるのは当然と言える。しかしながら、だからといって水平的公平の確保を蔑ろにして良いということではない。

水平的公平とは、「同じ属性・経済状況にある人を同等に扱う」ということである。経済的負担という観点からとらえると、水平的公平とは「同等の経済力を持つ者は同等の負担をする」という意味での公平性と言える。したがって、水平的公平を満たす所得再分配とは、「同じ属性にあるグループの中で再分配後の所得順位の入替は生じない」再分配であるといえよう。

仮に、垂直的公平性は満たしながらも水平的公平性を損なうような再分配が行われたとしよう。そのような再分配においては、再分配前後で所得順位の入替が生じているということ

※ 本研究は2018年度関西大学学術研究員研究費の支援を受けて行った研究である。データ（『全国消費実態調査』匿名データ）については独立行政法人・統計センターから提供いただき、利用にあたっては神戸大学マイクロデータセンターのサポートを受けた。この場を借りて大学、統計センター、ならびに神戸大学マイクロデータセンターの関係各位に感謝申し上げます。なお、本稿における誤りは全て執筆者の責めに帰すものである。

になる。所得順位の入替は、再分配前は上位だった者にとって特に不満が残る。これは、再分配によって所得順位が低下した人の効用・経済厚生が低下していること意味する。以上のように考えると、所得再分配にあたっては水平的公平への配慮も重要な課題である。本研究では、所得順位の入替が生じている場合を水平的不公平が生じているとみなし、この点に注目をして分析を行う。

果たして、日本の所得再分配において水平的公平は実際にどの程度満たされているのだろうか。所得税改正や社会保障給付の拡充を通じた所得再分配を進めていく中で、水平的公平、とりわけ同じ属性の中での所得順位を維持するという点は担保されているのだろうか。

所得再分配によって所得順位が変わる可能性があることはこれまでも指摘されており、その効果（ranking effect）を計測するさまざまなモデルが提案されてきた。しかしながら、実証分析に関しての蓄積は限られており、とりわけ日本に関してはほとんど行われてこなかった。

そこで本稿では、日本における水平的公平の計測を行う。具体的には『全国消費実態調査』のマイクロデータ（匿名データ）を用いて、1990年代から2000年代初頭にかけて、公的負担（税・社会保険料負担）と社会保障給付による再分配効果のうち、所得順位を変更させる影響（水平的な意味での不公平）がどの程度あったのかを明らかにする。

次の第2節では、再分配効果における水平的公平の位置づけとその計測モデルについて既存研究の紹介を行う。第3節では本稿における水平的公平の計測モデルを説明した上で、計測方法を具体的に説明し、計測結果を提示する。最後に第4節で本稿の計測結果から明らかになった点をまとめて結びとする。

2. 既存研究

本節では、まず、主として海外で蓄積されてきた垂直的公平・水平的公平に関する既存研究を概観する。次に、日本における既存研究として個票データを使った実証分析に絞って紹介する。

2.1 再分配効果と垂直的公平・水平的公平に関する研究

公平性には垂直的公平と水平的公平の2つの側面があるが、税や社会保障のような再分配に関わる政策では垂直的公平の方がより重視される。しかしながら、それに対して水平的公平の重要性を説いたのがFeldstein（1976）である。Feldstein（1976）は、水平的公平が満たされないことによって社会的厚生は低下や資源配分の非効率も生じることを指摘した。こ

のような Feldstein (1976) を受けて Kakwani (1984) はジニ係数で測った所得再分配効果を水平的公平に関わる部分と垂直的公平に関わる部分に分解するモデルを提示した。

水平的公平は一般的に「同等の経済水準にある人は同等の負担をする」という意味で定義づけられる。しかしながら Feldstein (1976) も指摘したように、再分配後の所得順位を変えないという視点で水平的公平を捉えることもできる。この点を明示的に指標として取り入れたのが Aronson et al (1994) である。Aronson et al (1994) は、再分配効果を垂直的公平、水平的公平、所得順位入替効果の3つに分解し、それぞれを計測するモデル提案している。

さらに、Urban and Lambert (2008) 再分配効果の分解に対する新しいモデルを提案している。基本的な考え方は Aronson et al (1994) と同様であるが、Aronson et al (1994) で示されたモデルの問題点（所得順位の変更が同等グループ内で生じている場合と、グループを超えて所得順位の変更が生じている場合とを厳密に区別して捉えることができない）を改良しているところに特徴がある。

以上の研究では税による再分配効果のみに注目していたが、Urban (2014, 16) は税に加えて社会保障も考慮した再分配効果を計るための指標を提案している。上述した既存手法をふまえた上で、税と社会保障による再分配効果を垂直的公平、水平的公平に分解するモデルとなっている。

なお、再分配効果を所得ベースで測ることは、Atkinson (1970) が指摘したように、特定の社会的厚生関数を暗黙の内に仮定していることになり問題がある。そのため、水平的公平と垂直的公平に分解するモデルについても、King (1983)、Slesnick (1989)、Jenkins (1998) などのように社会的厚生関数をベースに規範的な指標を提案する研究も行われている。しかしながら、今回の分析では、社会的厚生関数ベースではなく、所得ベースのモデルに基づいて分析を行う。

2.2 日本における実証研究

日本においても、所得格差の実態解明や、格差に対する所得再分配政策（税、社会保障給付）の効果を明らかにする研究はこれまでに数多く行われてきた。ここでは、そのうち個票データを利用した研究に絞り、その中でも1990年代～2000年代を分析対象としているものを中心に紹介する。

内閣府 (2006) は、「全国消費実態調査」、「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」の個票を使って1980年代から2000年初頭にかけての所得格差の推移を明らかにし、その格差の要因分解を行っている。ただし、内閣府 (2006) では人口要因による格差変動に注目してお

り、税や社会保障給付の所得格差に与える影響については分析を行っていない。

個票データを使って、税の再分配効果を計測した研究としては、望月・野村・深江（2010）、北村・宮崎（2012）、金田（2018）などがある。

まず、望月・野村・深江（2010）は申告所得税の税務統計を利用して、所得税の再分配効果を所得者別・所得階層別に分解。さらに、税による再分配効果が控除と税率のどちらによるものなのかを検証している。

北村・宮崎（2012）全国消費実態調査の個票データ（1984、89、94、2004、2009年）の所得格差の状況を把握するとともに、税制改革による所得再分配への影響を明らかにした。金田（2018）も同じく全国消費実態調査の匿名データ（1989、94、99、2004年）を使って所得税の再分配効果を明らかにした。特に、再分配効果を税率によるものと控除によるものとに分解して示したところに特徴がある。

いずれの研究も分析対象は所得税の再分配効果であるが、税の制度的な側面（税率要因、控除要因）に注目しており、所得税の水平的公平に与える影響に着目した研究は行われていない。さらにいえば、所得税と社会保障給付の再分配効果がどの程度異なるか等の比較についてもほとんど行われていない。

そこで本研究では、所得税および社会保障給付の再分配効果を計測した上で、その効果を垂直的公平に対する影響と水平的公平に対する影響に分解する。さらに、それら2つの影響を所得税と社会保障給付で比較し、両者の違いを明らかにする。

3. 全国消費実態調査に基づく計測

以下では、まず、本研究における計測モデルを説明し、計測にあたって利用したデータとその加工について説明する。その上で、計測結果を提示しながら、日本における税および社会保障給付による水平的公平への影響を明らかにする。

3.1 計測モデル

再分配前の所得を X_0 、再分配後の所得を X_1 とすると、再分配効果（Redistribution Effects : RE）は再分配前のジニ係数から再分配後のジニ係数の差をみることによって測ることができる¹⁾。

$$RE = Gini(X_0) - Gini(X_1) \quad (1)$$

1) Reynolds and Smolensky (1977) 指標とも呼ばれる。

Kakwani (1984) は、このモデルに税負担の集中度係数 (Concentration Coefficient) を組み入れて拡張することにより、税による再分配効果 (RE) を垂直的公平への影響部分と水平的公平への影響部分に分解するモデルを提示した。ただ、Kakwani (1984) では税による影響のみを対象としているという点で限界がある。そこでこの点を改良し、税だけでなく社会保障給付も含めて再分配効果の分解を行ったのが Urban (2014, 16) である。本研究では、この Urban (2014, 16) をベースに税と社会保障給付が水平的公平性に与える影響を計測した。

具体的には、Urban (2014, 16) によると、(1) 式は、再分配前の所得順位 (X_0) で測った再分配後所得 (X_1) の集中度係数 (Concentration Coefficient : $CONC(X_1, X_0)$) を考慮すると、次のように書き替えることができる。

$$RE = \{Gini(X_0) - CONC(X_1, X_0)\} - \{Gini(X_1) - CONC(X_1, X_0)\} \quad (2)$$

(2) 式の第 1 項と第 2 項 $Gini(X_0) - CONC(X_1, X_0)$ は、再分配前の所得順位を基準に再分配前後の分布の変化をとらえたものであり、再分配政策の垂直的公平に与える影響部分と解釈することができる。

一方、(2) 式の第 3 項と第 4 項 $Gini(X_1) - CONC(X_1, X_0)$ は、どちらも再分配後所得 (X_1) の分布をみているが、基準となる所得順位が異なる。第 3 項は再分配後の所得順位で測ったジニ係数であり、第 4 項は再分配前の所得順位で測った集中度係数である。したがって、両者の差は所得順位の違いを反映していると言える。すなわち、これは所得順位入替効果をとらえたものであり、再分配政策の水平的公平に与える影響部分とみなすことができる²⁾。

以上より、(2) 式は以下のように表現できる。

$$RE = Vertical\ Effect\ (VE) - Horizontal\ Effect\ (HE)$$

本研究では、(2) 式をベースに、日本における税・社会保障給付による再分配効果 (RE) のうち、垂直的公平に与える影響 (Vertical Effect : VE) と水平的公平に与える影響 (Horizontal Effect : HE) がどの程度生じているのか、税と社会保障給付の間で VE・HE の違いはどの程度あるのかを明らかにする。

税による垂直的公平効果 (VE)、水平的公平効果 (HE) と社会保障給付による VE、HE を区別するため、本研究では税による RE と社会保障給付による RE を以下のように計測する。

再分配前の所得に社会保障給付による分配を加えた所得を X_b とすると、再分配前の所得

2) はじめにでも述べたように、本研究では「所得順位の入替があるかどうか」という観点から水平的公平、不公平を把握する。

X_0 と X_b のジニ係数の差によって、社会保障給付による再分配効果($RE_{benefit}$)を測ることができる。

$$RE_{benefit} = Gini(X_0) - Gini(X_b) \quad (3)$$

したがって、ここに再分配前の所得順位(X_0)で測った社会保障給付後所得(X_b)の集中度係数(Concentration Coefficient: CONC(X_b, X_0))を考慮すると、(3)式は次のように書き替えることができる。

$$RE_{benefit} = \{Gini(X_0) - CONC(X_b, X_0)\} - \{Gini(X_b) - CONC(X_b, X_0)\} \quad (4)$$

この(4)式の右辺から、社会保障給付による垂直的公平効果(VE_b)と水平的公平効果(HE_b)を計測することができる。

税についても同様に考えることができる。再分配前の所得に社会保障給付を加えた所得 X_b を課税前所得とすると、課税前所得前 X_b と課税後所得、すなわち再分配が全て終わった再分配後の所得 X_1 のジニ係数の差によって、税による再分配効果(RE_{tax})を測ることができる。

$$RE_{tax} = Gini(X_b) - Gini(X_1) \quad (5)$$

ここに課税前の所得順位(X_b)で測った再分配後所得(X_1)の集中度係数(Concentration Coefficient: CONC(X_1, X_b))を考慮すると、(5)式は

$$RE_{tax} = \{Gini(X_b) - CONC(X_1, X_b)\} - \{Gini(X_1) - CONC(X_1, X_b)\} \quad (6)$$

のように分解できる。よって、税による垂直的公平効果(VE_t)と水平的公平効果(HE_t)は(6)式から計測することができる。

3.2 データ及び変数

公的統計のミクロデータについては、総務省が調査している統計を中心に統計センターに申請することによって利用が可能となっている。本研究もこの制度を利用して匿名データの提供を受けた。今回、本研究で利用したのは、1989年、1994年、1999年、2004年の「全国消費実態調査」匿名データである。

「全国消費実態調査(現・全国家計構造調査)」は家計の収入、支出、資産の状況を詳細に把握した調査で、5年おきに行われる。同様の調査として「家計調査」があり、こちらは毎

年行われているため、時系列でのデータが揃いやすい利点がある。しかしながら、サンプル数で比較すると、「家計調査」は8000～9000世帯であるのに対し、「全国消費実態調査」は5万～6万世帯となっており「全国消費実態調査」の方がはるかに多い。この点を重視して本研究では「全国調査実態調査」のマイクロデータを利用することとした。

「全国消費実態調査」の対象となっている世帯は、2人以上世帯と単身世帯であるが、これらの世帯は世帯主の状況に応じて勤労者世帯、一般世帯、無職世帯の3つに分けることができる。勤労者世帯は世帯主が勤労者（社長、取締役などの役員である世帯は除く）である世帯、無職世帯は世帯主が無職である世帯、一般世帯はそれ以外の世帯となる。このうち本研究では、収入関連データに異常値が少ないという観点から勤労者世帯のデータを利用した³⁾。

各年（1989年、1994年、1999年、2004年）における勤労者世帯、一般世帯、無職世帯の分布状況を示したのが表1である。推計対象となった勤労者世帯のサンプル数は、この表に記されているように、各年約3万世帯前後となった。

表1 利用データの世帯分布

	1989年		1994年		1999年		2004年	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
勤労者世帯	29,967	62.72	31,881	65.73	30,376	62.6	27,443	57.42
一般世帯	12,554	26.27	9,952	20.52	8,868	18.28	8,711	18.22
無職世帯	5,259	11.01	6,667	13.75	9,278	19.12	11,643	24.36
合計	47,780	100	48,500	100	48,522	100	47,797	100

本研究の目的は税・社会保障給付による再分配効果の計測とその分解であるため、勤労者世帯のデータのうち利用したのは収入および非消費支出のデータである。前節で説明したとおり、今回の計測にあたっては、再分配前所得 (X_0)、 X_0 に社会保障給付を加えた所得 (X_b)、そこから税負担等を除いた再分配後所得 (X_1) のデータが必要となる。

まず、再分配前所得 (X_0) については、「全国消費実態調査」の「経常収入」から「社会保障給付」を除いた額を利用した。再分配前の所得として「実収入」や「年間収入」を利用する方法もあるが、データをみると「実収入」の場合、「経常収入」に問題はないのに「特別収入」（受贈金など）が莫大で「実収入」が異常値となっている世帯があるため、「実収入」ではなく「経常収入」の方を採用した。また「年間収入」については、「経常収入」等

3) 一般世帯は収入関連データがゼロになっているのに税負担額はゼロではない、もしくは、税負担はほとんど無いのに莫大な収入があったりするなど整合性の取れないデータが多いため、今回の推計からは外した。無職世帯も世帯主が無職なだけで世帯構成員に有業者がいる場合は収入関連データが記載されているがサンプルとしては限られていることから今回の推計からは外した。

をゼロで回答している場合でも他の情報から推計した値が記載されている。この点は、一般世帯まで含めて分析する場合には有用である。しかしながら、今回は再分配効果の実態把握を目的としているため、推計値ではなく実データに基づいて推計を行いたいこと、推計対象を勤労者世帯に絞ったこと等から「年間収入」の利用は控えた。

再分配前所得 (X_0) に社会保障給付を加えた所得 (X_b) は、定義通り (X_0) に「社会保障給付」を戻したものであり、「経常収入」そのものである。さらに、ここから税負担等を除けば、再分配（給付および負担）を全て行った再分配後所得 (X_1) が算出される。今回の推計では、給付後所得 (X_b) から「直接税」（「勤労所得税」「住民税」「その他税」と「社会保険料」を除いた所得として計算した。

以上のデータは全て実質化し、さらに世帯構成員の数を考慮した等価所得に換算した。実質化にあたっては、消費者物価指数（2020年基準）のうち、生鮮食品及びエネルギーを除く総合を利用した⁴⁾。等価所得については、世帯構成員の数の平方根で除する計算を行った。

3.3 計測結果⁵⁾

表2は勤労者世帯全てを対象に計測した結果を示している。計測モデル（2）式に基づく結果であり、社会保障給付と公的負担（税・社会保険料）の両方を考慮した場合の再分配効果および垂直的公平に与える影響（垂直的公平効果）、水平的公平に与える影響（水平的公平効果）を示している。なお、異時点間の比較を可能にするため、提示している数値はジニ係数の変化率である。

水平的公平効果についてはマイナスで示されているが、これは水平的に不公平となる効果があったということを意味している。本研究での水平的公平は再分配による所得順位の入替が生じていたかどうかをみているため、この値がマイナスと言うことは、所得順位の入替が生じていることを表している。すなわち、再分配前には所得順位が高かった（所得水準が高かった）人が再分配後には所得順位を下げ、再分配前に低所得だった人の順位が逆に上位になるということが生じている。

表2の一番上の結果からは、給付と公的負担を考慮した場合の再分配効果は、1994～2004年にかけてそれほど大きな変化はみられない。水平的公平のマイナス効果（不公平）によって垂直的公平効果が下げられてはいるものの、一貫して10%程度の再分配効果（ジニ係数の

4) 具体的な指数は、1989年88.5、1994年97.9、1999年100.7、2004年98.0であった。

5) 計測自体は1989年データについても行ったが、1989年については収入データにゼロが多く、負担額も極端なケースがあるなど、他の年と比べてデータの分布状況が異なるため、今回の結果提示からは外した。

改善）が維持されてきたと言える。

これを社会保障給付と公的負担とに分けた結果が表2の真ん中と一番下に示されている。これらの結果を比較すると、社会保障給付による再分配効果が1994年の4.35%から2004年の6.34%に上昇する一方、公的負担による再分配効果は1994年の5.97%から2004年は5.17%への若干低下したことがわかる。さらに、垂直的公平効果と水平的公平効果を比較すると、社会保障給付による垂直的公平効果は公的負担のそれよりも大きい、水平的な不公平効果も公的負担よりも大きくなっていることが明らかとなった。すなわち、社会保障給付によって垂直的な意味での再分配が実現されているものの、給付による所得順位の入替（水平的不公平）も、負担による入替（水平的不公平）より大きいと言える。

表2 計測結果（勤労者世帯（全世帯）%）

給付+負担			
	1994	1999	2004
再分配効果	10.02	10.43	10.97
垂直的公平効果	15.98	16.21	15.51
水平的公平効果	-5.96	-5.77	-4.55

給付のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	4.35	5.58	6.34
垂直的公平効果	7.95	9.28	9.44
水平的公平効果	-3.60	-3.70	-3.10

負担のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	5.97	5.31	5.17
垂直的公平効果	7.18	6.40	6.19
水平的公平効果	-1.21	-1.09	-1.02

社会保障給付といっても、その内訳は年金給付や児童手当など、年齢によって受給の決まるものや、生活保護のように給付対象の多くが高齢者となっているものが多い。そこで、勤労者世帯（全世帯）を65歳未満と65歳以上にわけて推計を行った。表3には65歳未満のみを対象にした結果、表4には65歳以上世帯のみを対象とした結果示されている。

表3と表4からは、若干の変動はあるものの、1994年から2004年にかけて、社会保障給付による再分配効果は上昇する一方、公的負担による再分配効果は低下してきていることが明らかとなった。具体的には、65歳未満世帯の場合、給付による再分配効果は1994年には2.74%であったが、2004年には4.09%まで上昇している。それに対して公的負担による再分配効果は1994年の6.58%から2004年は5.69%まで低下した。65歳以上世帯については、やはり社会保障給付による再分配効果が大きく、1994年の9.95%から2004年の13.26%へと4%ポ

イント近くも上昇している。

さらに、世代別に分けた結果（表3、表4）から明らかになったのは、65歳未満の世帯では、社会保障給付よりも公的負担の方が垂直的公平効果は大きく、水平的不公平は小さいという点である。すなわち、公的負担の方が、所得順位の入替を抑えながら垂直的な意味での再分配を実現してきたといえる。その意味では、社会保障給付による再分配効果は、公的負担よりも大きな値になっているものの、その裏で所得順位の入替という犠牲を払った上で実現されているととらえることができる。

表3 計測結果（勤労者世帯（65歳未満）%）

給付＋負担			
	1994	1999	2004
再分配効果	9.14	8.63	9.33
垂直的公平効果	12.55	11.56	11.77
水平的公平効果	-3.41	-2.93	-2.44

給付のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	2.74	3.22	4.09
垂直的公平効果	4.59	4.97	5.47
水平的公平効果	-1.85	-1.75	-1.38

負担のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	6.58	5.75	5.69
垂直的公平効果	7.67	6.68	6.67
水平的公平効果	-1.08	-0.92	-0.98

表4 計測結果（勤労者世帯（65歳以上）%）

給付＋負担			
	1994	1999	2004
再分配効果	13.17	16.61	15.61
垂直的公平効果	26.61	29.77	25.96
水平的公平効果	-13.44	-13.17	-10.35

給付のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	9.95	13.57	13.26
垂直的公平効果	18.80	22.34	21.08
水平的公平効果	-8.86	-8.76	-7.82

負担のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	3.66	3.76	3.06
垂直的公平効果	5.30	5.34	4.21
水平的公平効果	-1.64	-1.58	-1.15

水平的公平という場合、本研究のように「再分配前後で所得順位の入替が生じない」という意味での公平として位置づけるだけでなく、既存研究のように「同じ経済力・同じ属性であれば同じ扱いを受ける」という意味での公平ととらえる考え方もある。そこで、65歳未満世帯に関して、2人以上世帯と単身世帯にわけてさらに推計を行った。人数に分けて推計を行ったのは、社会保障給付であっても税負担であっても、世帯の状況（特に配偶者や子ども（扶養家族）がいるかどうか）によって受給の有無や受給額、税負担額が異なるからである。

表5は65歳未満の勤労者世帯のうち、2人以上世帯についての結果、表6は単身世帯についての結果を示している。表5をみると、65歳未満で2人以上世帯についても、やはり、給付による再分配効果よりも公的負担による再分配効果の方が大きいことが明らかとなった。さらにその内訳についても、公的負担の方が、給付よりも垂直的公平効果が大きく、水平的不公平は小さくなっている。したがって、推計対象を絞って、より属性の近いグループ内でも、社会保障給付よりも公的負担の方が、所得入替という不公平を抑えながら、垂直的な再分配を実現できていると言える。

一方、単身者については、1994年の給付のみの場合の水平的不公平が他より大きく推定されているものの、それを除けば、給付のみの場合と公的負担のみの場合の間に大きな違いは見られなかった。

表5 計測結果（勤労者世帯（65歳未満・2人以上世帯）%）

給付+負担			
	1994	1999	2004
再分配効果	9.23	8.63	9.21
垂直的公平効果	12.59	11.75	11.77
水平的公平効果	-3.36	-3.12	-2.56

給付のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	2.73	3.24	3.94
垂直的公平効果	4.49	4.98	5.31
水平的公平効果	-1.76	-1.74	-1.38

負担のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	6.69	5.57	5.49
垂直的公平効果	7.81	6.49	6.48
水平的公平効果	-1.12	-0.92	-0.98

表6 計測結果（勤労者世帯（65歳未満・単身世帯）%）

給付+負担			
	1994	1999	2004
再分配効果	7.89	8.62	10.43
垂直的公平効果	12.68	12.19	13.69
水平的公平効果	-4.79	-3.58	-3.26

給付のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	3.06	3.23	5.25
垂直的公平効果	5.85	4.95	6.89
水平的公平効果	-2.79	-1.72	-1.63

負担のみ			
	1994	1999	2004
再分配効果	4.99	5.57	5.46
垂直的公平効果	5.99	6.63	6.55
水平的公平効果	-1.01	-1.07	-1.09

4. おわりに

税や社会保障給付のあり方を考える上で、公平性の実現は重要な課題である。一般に、所得再分配という観点からは公平性のうち垂直的公平に注意が向きがちである。しかしながら、もう1つの公平性、すなわち水平的公平の確保も無視できない。特に、再分配前後で所得順位の入替が生じるという水平的な意味で不公平な再分配が行われ続けると、真面目に働いて所得を稼ぐことの意義が薄れ、労働供給にも悪影響を及ぼしかねない。しかしながら、これまで日本においては水平的公平性に注目し、その実態を明示的に計測した研究はほとんど行われてこなかった。この点に対処すべく、日本における水平的公平性の実態（再分配前後における所得順位の入替）を明らかにしたのが本研究である。

計測の結果、勤労者世帯全体でみると、サンプル期間中の再分配効果は社会保障給付による効果が上昇するとともに、公的負担による再分配効果は若干ながらも低下していた。しかしながら、再分配効果を垂直的公平効果と水平的公平効果にわけてとらえると、社会保障給付は、公的負担と比べて垂直的公平効果が大きいものの水平的公平効果も大きいことが明らかとなった。すなわち、所得順位の入替という意味で水平的公平を犠牲した上での垂直的公平が実現されてきたのである。

さらに世代別・世帯人員別に計測した結果、現役世代（65歳未満世帯）では、公的負担による垂直的効果が社会保障給付よりも大きく、かつ、水平的不公平については社会保障給付よりも小さいことが明らかとなった。この傾向は、2人以上の現役世代についても同様で

あった。つまり、労働供給を担っている現役世代に関しては、社会保障給付よりも公的負担の方が、所得順位の入替という水平的不公平を抑えつつ垂直的な意味での再分配を実現できていると言えよう。

昨今の税・社会保障政策では、税の累進度を高めながら、社会保障給付を拡充することでより直接的な再分配を行う傾向が強い。もちろん、社会保障給付は低所得者を直接救済できる点で優れている。一方、税制、特に所得税は、所得控除に代表されるように、高所得者ほど（累進税率が高くなる層ほど）控除によるメリットが大きくなるという問題を抱えている。しかしながら、給付による所得再分配が結果的に所得順位の入替を産んでいるとすれば、すなわち、働いて稼いだ天引き後所得よりも、給付によって得られた再分配後所得の方が高いという事態が生じているとすれば、それは効率性（労働供給）を疎外しかねない重要な問題をはらんでいる。本研究の結果をふまえると、今後、どのように所得再分配政策を行っていくかは、水平的公平・不公平の実態も考慮しながら検討すべきであるといえよう。

ただし、今回の計測にはさまざまな課題が残されている。以下ではそのうち主な3点のみを挙げる。第1に、サンプルが勤労者世帯のみとなっている点およびサンプル期間が短い点である。これらの点については、「全国消費実態調査」匿名データを改めて利用することにより、サンプル期間と対象世帯の拡張を行いたい。

第2に、所得順位の入替の程度が考慮されていないという点である。例えば、所得が100円違うだけで所得順位が入れ替わっていた場合、それが“不公平である”とは厳密には言いがたい。つまり、所得変化の大きさも考慮した上で所得順位の変化を測ることが必要である。第3に、所得の変化だけで水平的不公平を測るのは十分ではないという点である。所得順位が変化しても個人の効用に変化がなければ不公平とは言えないからである。したがって、本来なら厚生ベースで公平性を測ることも必要である。これらについては、今後の課題として取り組みたい。

参考文献

- Aronson, J. R.P. Johnson, and P.J. Lambert (1994) “Redistributive effect and unequal income tax treatment”, *Economic Journal* 104, 262-270.
- Atkinson, A.B. (1970) “On the measurement of inequality”, *Journal of Economic Theory* Vo.2, No.3, 244-263.
- Feldstein, M. (1976) “On the theory of tax reform”, *Journal of Public Economics* 6, 77-104.
- Jenkins, S.P. (1998) “Empirical measurement of horizontal inequity”, *Journal of Public Economics* 37, 305-329.
- Kakwani, N. (1984) “On the measurement of tax progressivity and redistributive effects of taxes with

- applications to horizontal and vertical equity”, *Advances in Econometrics* Vol.3, 149-168.
- King, M.A. (1983) “An Index of Inequality: With Applications to Horizontal Equity and Social Mobility”, *Econometrica* Vol.51, No.1, 99-115.
- Reynolds, M. and E. Smolensky (1977) *Public Expenditures, Taxes, and the Distribution of Income: The United States*, New York: Academic Press.
- Slesnick, D.T. (1989) “The measurement of horizontal inequality”, *Review of Economics and Statistics* Vol.71, No.3, 481-490.
- Urban, Ivica (2014) “Contributions of taxes and benefits to vertical and horizontal effects”, *Social Choice and Welfare* vol.42, issue 3, 619-645.
- Urban, I. and P.J. Lambert (2008) “Redistribution, horizontal inequity and reranking: how to measure them properly”, *Public Finance Review* vol.36, No.5, 563-587.
- Urban, I. (2014) “Contributions of taxes and benefits to vertical and horizontal effects”, *Social Choice and Welfare* 42, 619-945.
- Urban, I. (2016) “Impact of taxes and benefits on inequality among groups of income units”, *Review of Income and Wealth* 62, No.1, 120-144.
- 金田陸幸 (2018) 『個人所得課税の公平性と効率性 —マイクロシミュレーションによる実証分析—』日本経済評論社。
- 北村行伸・宮崎毅 (2013) 「税制改革による所得再分配機能の評価」『税制改革のミクロ実証分析—家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店、第6章、177-213。
- 望月正光・野村容康・深江敬志 (2010) 『所得税の実証分析—基幹税の再生を目指して』日本経済評論社。